

●香川県監査委員公表第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年12月27日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋 嶋 明 人
同 山 田 正 芳
同 十 河 直

- 第1 監査対象法人 学校法人倉田学園
1 監査対象年度 平成24年度
2 監査実施年月日 平成25年10月30日
3 県の補助金の額 487,648,253円
4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

- ア 財務計算に関する書類に計上されていない収入や支出があった。
イ 通帳と印鑑を同一人が保管しているものがあった。
ウ 納付金以外の現金の収納について、経理規程と異なる取扱いをしているものがあった。

- 第2 監査対象法人 公益財団法人明治百年記念香川県青少年基金
1 監査対象年度 平成24年度
2 監査実施年月日 平成25年10月31日
3 県の出資金の額 490,000,000円
4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

- ア 貸借対照表や財産目録の普通預金や定期預金の額と、金融機関の「預金残高証明書」の一部が合致していなかった。また、財務諸表の注記で記載されていないものがあった。
イ 基本財産の運用について、代表理事の決裁を受けていなかった。
ウ 会計処理規程に、規定すべき条項（固定資産の価格・減価償却の方法）や、削除すべき条項（予算の繰越）、検討を要する条項（予算書の注記・補助簿〈現金出納帳や預金出納帳〉）があった。
エ 会計処理規程に規定している預金残高証明書をとっていないものがあった。
オ 総勘定元帳と決算書が一致していないものがあった。適正な会計事務処理を行うため、職員の会計知識の向上及び内部チェック体制の強化を図る必要がある。
カ 金融機関のキャッシュカードの使用については、リスク回避を考慮した管理規程を定めるなど、キャッシュカードの適切な管理に努める必要がある。
キ 現在運用中の財産で当該基金の資金運用指針に沿っていないものがあるので、方針を決定しておく必要がある。

- 第3 監査対象団体 香川県連合青年会
1 監査対象年度 平成24年度

2 監査実施年月日 平成25年10月29日

3 県の委託金の額 10,833,000円

4 監査の結果

香川県青年センターの管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

ア 報酬、依頼旅費について、支出手続済みの現金を本人へ支払っていなかったものがあった。

イ 収入印紙について、記載漏れにより受払簿と現物の金額が合致していなかった。

第4 監査対象法人 公益財団法人香川県国際交流協会

1 監査対象年度 平成24年度

2 監査実施年月日 平成25年11月1日

3 県の出資金等の額 出資金 850,000,000円

公の施設の管理業務に係る委託金 31,872,000円

4 監査の結果

出資金及び香川国際交流会館の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

前回の監査で指導したにもかかわらず、収入調定の時期や現金出納簿の記載方法が一部改善されていなかった。

第5 監査対象法人 財団法人かがわ水と緑の財団

1 監査対象年度 平成24年度

2 監査実施年月日 平成25年11月7日

3 県の出資金等の額 出資金 10,000,000円

公の施設の管理業務に係る委託金 102,015,000円

4 監査の結果

出資金並びに公洲森林公園及び香川用水記念公園の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

ア 駐車券の残枚数と駐車券受払簿の保管枚数が一致せず、保管枚数の差引も誤っていた。また、物品出納命令者が取扱者と同じなのは適切でない。(緑化事業)

イ 平成24年度中に受け入れた緑の募金について、平成25年度の収入として計上しているものがあった。(緑化事業)

ウ 公益法人会計基準に定められている計算書類の注記がなかった。

第6 監査対象法人 公益財団法人かがわ健康福祉機構

1 監査対象年度 平成24年度

2 監査実施年月日 平成25年12月16日

3 県の出資金等の額 出資金 428,000,000円

補助金 18,565,000円

公の施設の管理業務に係る委託金 128,382,928円

4 監査の結果

出資金、補助金及び香川県社会福祉総合センターの管理業務に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

- 第7 監査対象法人 公益財団法人香川県児童・青少年健全育成事業団
- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年10月31日
- 3 県の出資金等の額 出資金 520,000,000円
公の施設の管理業務に係る委託金 328,183,000円

4 監査の結果

出資金及びさぬきこどもの国の管理業務に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

ア 前回の監査で指導したにもかかわらず、郵便切手受払簿について命令権者印がなく、年度繰越の処理もしていなかった。

イ 証紙、収入印紙の購入及び使用について受払簿がなく、管理が不十分であった。（五色台事業所）

- 第8 監査対象法人 公益財団法人香川県身体障害者団体連合会

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年12月16日
- 3 県の出資金の額 50,000,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

指導注意事項

情報交換会の費用について誤って旅費として支給していた。また、車賃や私有車使用の場合の算定額や算定基準等が明確でないので、旅費支給基準の整備をする必要がある。

検討指示事項

ア 公益財団法人のみなし寄附金については、収益事業の所得の100分の50を超えて損金に算入できる場合があるので、検討する必要がある。

イ 資金の運用について、資金運用指針に基づき運用されているが、運用期間が10年を超えているものがあるので、指針の内容を検討する必要がある。

- 第9 監査対象法人 公益財団法人香川いのちのリレー財団

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年11月1日
- 3 県の出資金の額 59,430,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

ア 講師の旅費に係る所得税について、源泉徴収ができていなかった。

イ 事務処理規程上、理事長決裁事項になっているものについて、理事長の決裁がないものがあった。

- 第10 監査対象法人 公益財団法人香川県食鳥衛生検査センター

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年10月29日
- 3 県の出資金の額 10,000,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項が認められた。

検討指示事項

平成25年度において、基本財産の一部を普通預金とし、一定期間事業資金として利用していた。
このような事態を解消するため、改善策を検討する必要がある。

- 第11 監査対象法人 財団法人香川県生活衛生営業指導センター

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年12月16日
- 3 県の出資金等の額

出資金	1,500,000円
補助金	12,858,000円

- 4 監査の結果

出資金及び補助金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

旅費の支出について支給誤りがあるので、返納させる必要がある。

- 第12 監査対象法人 香川県中小企業団体中央会

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年12月16日
- 3 県の補助金の額 79,664,380円

- 4 監査の結果

補助金に係る出納その他の事務については、次の指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

指摘事項

備品について現物確認をしていないなど、備品の管理がずさんである。また、固定資産台帳もなかった。

指導注意事項

概算払により支出した旅費について、精算ができていないものがあつた。

検討指示事項

情報誌の郵送料について、平成21年6月に単価契約して以来、毎年自動更新しているが、毎年の更新時には、2者以上から見積書を徴し、契約内容を検討する必要がある。

- 第13 監査対象法人 わがかがわ観光推進協議会

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年10月31日
- 3 県の負担金の額 58,059,000円

- 4 監査の結果

負担金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項が認められた。

指導注意事項

ア イベントに係る出演料の支出について、事前に見積書の徴収、契約書の作成、予定価格の

設定をしておらず、事業終了後に執行伺を行っていた。

イ 事務局書記にかかる賃金について、通勤手当相当額を誤って支給している月があった。また、雇用保険料の算定に当たり、通勤手当を対象としていないなどの誤りがあった。なお、出勤日が確認出来ない月があるので、出勤簿の様式を整備する必要がある。

ウ 事務局書記について、取扱要領では香川県臨時職員の例によると規定されているが、割増賃金や振替処理などについて、異なる取扱いをしていた。

エ 会計事務の執行に当たり、執行伺兼支出伺の起案者と審査者が同じであるなど、内部けん制機能が働いていないことから、チェック体制を見直す必要がある。

オ 金融機関のキャッシュカードの使用については、リスク回避を考慮した管理規程を定めるなど、キャッシュカードの適切な管理に努める必要がある。

第14 監査対象団体 五栄海陸興業株式会社

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年12月16日
- 3 県の委託金の額 48,750,000円
- 4 監査の結果

坂出緩衝緑地（番の州球場を除く。）の管理業務に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項が認められた。

検討指示事項

指定管理費に係る経費について、他の経費と区分して整理し、収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備する必要がある。

第15 監査対象法人 公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年12月16日
- 3 県の出資金の額 150,000,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指摘事項及び検討指示事項が認められた。

指摘事項

財産目録の普通預金の残高と残高証明書の一部が合致していないものがあった。帳票の保管ができておらず、また、監事の監査後に修正するなど内部けん制機能が働いていないことから、チェック体制を見直す必要がある。

検討指示事項

評議員会等の議事録の署名について、定款の記載内容と現行の取扱いを一致させる必要がある。

第16 監査対象法人 高松シンボルタワー管理協議会

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年12月16日
- 3 県の負担金の額 85,408,605円
- 4 監査の結果

負担金に係る出納その他の事務については、次の検討指示事項が認められた。

検討指示事項

ア デックスガレリア等の利用に係る使用料が規則と異なった運用となっていることから、検

討する必要がある。

イ 前回の監査で指導したにもかかわらず、特定箇所の一時的承認について規則と異なった取扱いをしていたので、検討する必要がある。

第17 監査対象法人 シンボルタワー開発株式会社

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年11月6日
- 3 県の委託金の額 267,621,100円
- 4 監査の結果

サンポート高松交流拠点施設等の管理業務に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第18 監査対象団体 香川県森林組合連合会

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年11月5日
- 3 県の委託金の額 58,500,000円
- 4 監査の結果

さぬき空港公園の管理業務に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第19 監査対象法人 公益財団法人香川県下水道公社

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年11月6日
- 3 県の出資金の額 328,100,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、指摘事項、指導注意事項及び検討指示事項は認められなかった。

第20 監査対象法人 公益財団法人香川県暴力追放運動推進センター

- 1 監査対象年度 平成24年度
- 2 監査実施年月日 平成25年11月5日
- 3 県の出資金の額 503,360,000円
- 4 監査の結果

出資金に係る出納その他の事務については、次の指導注意事項及び検討指示事項が認められた。

指導注意事項

ア 講師謝礼として支出されていた謝金について、所得税が源泉徴収されていなかった。

イ 財産管理台帳や固定資産台帳、減価償却一覧表に登載のないものや、必要事項の記載漏れがあった。

検討指示事項

ア 基本財産明細帳に平成24年度分の記載がなく、過去の明細帳も個々の基本財産について記載がないので、基本財産明細帳の記載内容について検討する必要がある。

イ 謝金支給規程に定めのない相談業務に謝金を支出していたので、規程の内容を検討する必要がある。